

新 旧 対 照 表

第 1 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（法令解釈通達） (注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
措置法第 3 7 条の 1 0 ((株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)) 関係 (株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期) 37 の 10 - 1 (1) (2) (3) (4) (5) イ ロ ハ (6) イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト	措置法第 3 7 条の 1 0 ((株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)) 関係 (株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期) 37 の 10 - 1 (1) (2) (3) (4) (5) イ ロ ハ (6) イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト

改 正 後	改 正 前
(7) イ 同項第 1 号に規定する<u>公募株式等証券投資信託等</u>の終了（<u>公募株式等証券投資信託等</u>の信託の併合に係るものである場合を除く。）若しくは一部の解約又は同項第 2 号に規定する株式等証券投資信託等の終了（株式等証券投資信託等の信託の併合に係るものを除く。）若しくは一部の解約によるものについては、その終了又は一部の解約の日による。 ロ 同項第 1 号に規定する<u>公募株式等証券投資信託等</u>の信託の併合又は同項第 2 号に規定する株式等証券投資信託等の信託の併合に係るものについては、当該信託の併合がその効力を生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日の前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。 ハ。 (8)。 （譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—<u>公募株式等証券投資信託等</u>の信託の併合の場合） 37の10—24の 2。 (1) 措置法第37条の10第 4 項第 1 号に規定する<u>公募株式等証券投資信託等</u>（以下この項において「<u>公募株式等証券投資信託等</u>」という。）の信託の併合に当たり、同項の規定により、<u>公募株式等証券投資信託等</u>の受益権（以下この項において「旧受益権」という。）についての譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、次の算式によって計算した金額となる。 収入金額と <u>公募株式等証券投資信託等</u>の信託の併合により交付を受けた当該 みなされる = 信託の併合に係る新たな信託の受益権（以下この項において「新受 金額 益権」という。）及びそれ以外の資産の価額の合計額 。 (2) 措置法第37条の10第 4 項の規定の適用がない場合における<u>公募株式等証券投資信託等</u>の信託の併合により取得した新受益権の 1 口当たりの取得価額は、所得税法令第112条第 2 項の規定により、次の算式によって計算した金額となる。	(7) イ 同項第 1 号に規定する<u>公募株式等証券投資信託</u>の終了（<u>公募株式等証券投資信託</u>の信託の併合に係るものである場合を除く。）若しくは一部の解約又は同項第 2 号に規定する株式等証券投資信託等の終了（株式等証券投資信託等の信託の併合に係るものを除く。）若しくは一部の解約によるものについては、その終了又は一部の解約の日による。 ロ 同項第 1 号に規定する<u>公募株式等証券投資信託</u>の信託の併合又は同項第 2 号に規定する株式等証券投資信託等の信託の併合に係るものについては、当該信託の併合がその効力を生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日の前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。 ハ。 (8)。 （譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—<u>公募株式等証券投資信託</u>の信託の併合の場合） 37の10—24の 2。 (1) 措置法第37条の10第 4 項第 1 号に規定する<u>公募株式等証券投資信託</u>（以下この項において「<u>公募株式等証券投資信託</u>」という。）の信託の併合に当たり、同項の規定により、<u>公募株式等証券投資信託</u>の受益権（以下この項において「旧受益権」という。）についての譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、次の算式によって計算した金額となる。 収入金額と <u>公募株式等証券投資信託</u>の信託の併合により交付を受けた当該信 みなされる = 託の併合に係る新たな信託の受益権（以下この項において「新受益 金額 権」という。）及びそれ以外の資産の価額の合計額 。 (2) 措置法第37条の10第 4 項の規定の適用がない場合における<u>公募株式等証券投資信託</u>の信託の併合により取得した新受益権の 1 口当たりの取得価額は、所得税法令第 112条第 2 項の規定により、次の算式によって計算した金額となる。

改 正 後	改 正 前
．．．．． （譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—株式等証券投資信託等の信託の併合の場合） 37の10—24の3 ．．．．．。 (1) ．．．．．。 収入金額とみなされる金額＝株式等証券投資信託等の信託の併合により交付を受けた当該信託の併合に係る新たな信託の受益権（以下この項において「新受益権」という。）及びそれ以外の資産の価額の合計額のうち当該株式等証券投資信託等について信託されている金額に達するまでの金額 ．．．．． ．．．．．。 (2) ．．．．．。 ．．．．． （合計所得金額等の計算） 37の10—28 ．．．．．。 (1) ．．．．．、所得税法令第11条第2項及び第11条の2第2項に規定する「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」には、措置法令第25条の8第13項の規定により、株式等に係る譲渡所得等の金額が含まれる。．．．．．。 (2) ．．．．．。 措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）関係 （外国金融商品市場） 37の11の3—2 ．．．．．。 (注) ．．．．．、次の要件を満たしており投資家保護上問題がないと判断する外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場をいう（外国証券の取引に関する規則（昭	．．．．． （譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—株式等証券投資信託等の信託の併合の場合） 37の10—24の3 ．．．．．。 (1) ．．．．．。 収入金額とみなされる金額＝株式等証券投資信託等の信託の併合により交付を受けた当該信託の併合に係る新たな信託の受益権（以下この項において「新受益権」という。）及びそれ以外の資産の価額の合計額のうち当該株式等証券投資信託等について信託された金額(所得税法第2条第1項第14号に規定するオープン型の証券投資信託にあっては当該金額のうち同法第9条第1項第11号(非課税所得)に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額)に達するまでの金額 ．．．．． ．．．．．。 (2) ．．．．．。 ．．．．． （合計所得金額等の計算） 37の10—28 ．．．．．。 (1) ．．．．．、所得税法令第11条第2項及び第11条の2第2項に規定する「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」には、措置法令第25条の8第12項の規定により、株式等に係る譲渡所得等の金額が含まれる。．．．．．。 (2) ．．．．．。 措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）関係 （外国金融商品市場） 37の11の3—2の1 ．．．．．。 (注) ．．．．．、次の要件を満たしており投資家保護上問題がないと判断する外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場をいう（外国証券の取引に関する規則（昭

改正後	改正前
48. 12. 4) 7①一、④)。 ①。 ②。 ③。 ④。 ⑤。 措置法第 3 7 条の 1 2 の 2《上場株式等に係る譲渡損失の 損益通算及び繰越控除》関係 (更正の請求による更正により上場株式等に係る譲渡損失の金額があることとなった場合) 37の12の 2－5、新たに措置法第37条の12の 2 第 7 項に規定する上場株式等 に係る譲渡損失の金額があることとなった場合も含まれるものとする。	48. 12. 4) 7①一、②)。 ①。 ②。 ③。 ④。 ⑤。 措置法第 3 7 条の 1 2 の 2《上場株式等に係る譲渡損失の 損益通算及び繰越控除》関係 (更正の請求による更正により上場株式等に係る譲渡損失の金額があることとなった場合) 37の12の 2－5、新たに措置法第37条の12の 2 第 2 項に規定する上場株式等 に係る譲渡損失の金額 (以下37の12の 2－3 までにおいて「上場株式等に係る譲渡損失 の金額」という。) があることとなった場合も含まれるものとする。

新 旧 対 照 表

第 2 「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
法第 6 4 条（資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例）関係 （各種所得の金額の計算上なかったものとみなされる金額） 64－2 の 2 ・ ・ ・ ・ ・、第 21 条第 8 項（（短期譲渡所得の課税の特例）、第 25 条の 8 <u>第 14 項</u>（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）及び第 26 条の 23 <u>第 6 項</u>（先物取引に係る雑所得等の金額の計算等）の規定により読み替えられた令第 180 条第 2 項の規定により、次に掲げる金額のうち最も低い金額となることに留意する。 (1) ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ (3) ・ ・ ・ ・ ・ （譲渡所得に関する買換え等の規定との関係） 64－3 の 2 ・ ・ ・ ・ ・、第 37 条の 9 の 2（（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例）、第 37 条の 9 の 4（（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例）若しくは・ ・ ・ ・ ・。	法第 6 4 条（資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例）関係 （各種所得の金額の計算上なかったものとみなされる金額） 64－2 の 2 ・ ・ ・ ・ ・、第 21 条第 8 項（（短期譲渡所得の課税の特例）、第 25 条の 8 <u>第 13 項</u>（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）及び第 26 条の 23 <u>第 5 項</u>（先物取引に係る雑所得等の金額の計算等）の規定により読み替えられた令第 180 条第 2 項の規定により、次に掲げる金額のうち最も低い金額となることに留意する。 (1) ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ (3) ・ ・ ・ ・ ・ （譲渡所得に関する買換え等の規定との関係） 64－3 の 2 ・ ・ ・ ・ ・、第 37 条の 9 の 2（（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例）、<u>第 37 条の 9 の 3（（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例）</u>、第 37 条の 9 の 4（（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例）若しくは・ ・ ・ ・ ・。

新 旧 対 照 表

第3 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
措置法第31条《長期譲渡所得の課税の特例》・第32条《短期譲渡所得の課税の特例》共通関係 （代替資産等の取得の日） 31・32共－5 (1) (2)、第37条の9の2（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例）又は第37条の9の4（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例）の規定の適用を受けた買換資産等 これらの資産の実際の取得の日 措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係 （固定資産の交換の特例等との関係） 31の3－1、第37条の9の2（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例）、第37条の9の4（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例）若しくは第37条の9の5（平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、. （注）1 2	措置法第31条《長期譲渡所得の課税の特例》・第32条《短期譲渡所得の課税の特例》共通関係 （代替資産等の取得の日） 31・32共－5 (1) (2)、第37条の9の2（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例）<u>、第37条の9の3《承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》</u>又は第37条の9の4（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例）の規定の適用を受けた買換資産等 これらの資産の実際の取得の日 措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係 （固定資産の交換の特例等との関係） 31の3－1、第37条の9の2（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例）<u>、第37条の9の3《承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》</u>、第37条の9の4（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例）若しくは第37条の9の5（平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、. （注）1 2

改 正 後	改 正 前
(店舗兼住宅等の居住部分の判定) 31の3－7。 (1)。 当該家屋のうちその居住の用に専ら供して+と居住の用以外の用に併用する部分の床面積 A 当該家屋のうちその居住の用に専ら供されている部分の床面積 A $\times \frac{A}{A + \text{居住の用以外の用に専ら供されている部分の床面積}}$ (2)。 当該土地等のうちその居住の用に専ら供して+用と居住の用以外の用とに併用する部分の面積 当該土地等のうちその居住の用に専ら供されている部分の面積 $\times \frac{\text{当該家屋の床面積のうち(1)の算式により計算した床面積}}{\text{当該家屋の床面積}}$ (注)。 措置法第32条(短期譲渡所得の課税の特例)関係 (課税繰延べの特例の適用を受ける場合の1,000㎡の面積基準の判定) 32－8、第37条の9の2(認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例)又は第37条の9の5(平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合には、.。 措置法第34条の2(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除)関係 (2以上の年に譲渡している場合の措置法第34条との適用関係) 34の2－19 措置法第34条の2第2項第1号、第6号から第11号までの規定に該当する買取りが行われた場合において当該買取りが同法第34条第2項第1号に掲げる場合にも該当する場合、同法第34条の2第2項第4号の規定に該当する買取りが行われた場合において当該買取りが同法第34条第2項各号に掲げる場合にも該当する場合及び同法第34条の2第2項第23号の規定に該当する買取りが行われた場合において当該買取り	(店舗兼住宅等の居住部分の判定) 31の3－7。 (1)。 当該家屋のうちその居住の用に専ら供して+と居住の用以外の用とに併用する部分の床面積 A 当該家屋のうちその居住の用に専ら供されている部分の床面積 B $\times \frac{A}{A + \text{居住の用以外の用に供されている部分の床面積}}$ (2)。 当該土地等のうちその居住の用に専ら供して+用と居住の用以外の用とに併用する部分の面積 当該土地等のうちその居住の用に専ら供されている部分の面積 $\times \frac{\text{当該家屋の面積のうち(1)の算式により計算した面積}}{\text{当該家屋の床面積}}$ (注)。 措置法第32条(短期譲渡所得の課税の特例)関係 (課税繰延べの特例の適用を受ける場合の1,000㎡の面積基準の判定) 32－8、第37条の9の2(認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例)、<u>第37条の9の3(承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例)</u>又は第37条の9の5(平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合には、.。 措置法第34条の2(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除)関係 (2以上の年に譲渡している場合の措置法第34条との適用関係) 34の2－19 措置法第34条の2第2項第1号、<u>第7号から第11号</u>の2までの規定に該当する買取りが行われた場合において当該買取りが同法第34条第2項第1号に掲げる場合にも該当する場合、同法第34条の2第2項第4号若しくは第6号の規定に該当する買取りが行われた場合において当該買取りが同法第34条第2項各号に掲げる場合にも該当する場合及び同法第34条の2第2項第23号の規定に該当する買取りが行われた場合

改 正 後	改 正 前
が同法第34条第2項第4号に掲げる場合にも該当する場合には、・・・・・・。 措置法第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》関係 （固定資産の交換の特例等との関係） 35－1 ・・・・・・、第37条の9の2（《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》）、第37条の9の4（《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》）若しくは・・・・・・。 （注）1 ・・・・・・。 2 ・・・・・・。 措置法第35条の2《特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除》関係 （「取得」の範囲） 35の2－1 措置法第35条の2第1項の規定は、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（以下35の2－11までにおいて「取得期間」という。）に土地等（同項に規定する土地等をいう。以下35の2－12までにおいて同じ。）の取得（同項に規定する取得をいう。以下35の2－11までにおいて同じ。）をした者に限り適用があるのであるが、・・・・・・。 （収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の適用を受けた土地等の所有期間の判定） 35の2－11 取得期間内に措置法第33条（《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》）、第33条の2（《交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》）又は第33条の3（《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》）の規定の適用を受けて取得した土地等	において当該買取りが同法第34条第2項第4号に掲げる場合にも該当する場合には、・・・・・・。 措置法第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》関係 （固定資産の交換の特例等との関係） 35－1 ・・・・・・、第37条の9の2（《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》）、<u>第37条の9の3（《承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》）</u>、第37条の9の4（《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》）若しくは・・・・・・。 （注）1 ・・・・・・。 2 ・・・・・・。 措置法第35条の2《特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除》関係 （「取得」の範囲） 35の2－1 措置法第35条の2第1項の規定は、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（以下35の2－10までにおいて「取得期間」という。）に土地等（同項に規定する土地等をいう。以下35の2－11までにおいて同じ。）の取得（同項に規定する取得をいう。以下35の2－10までにおいて同じ。）をした者に限り適用があるのであるが、・・・・・・。 （新 設）

改 正 後	改 正 前
(交換により取得したものを除く。)について措置法第35条の2の規定を適用する場合における同条第1項に規定する所有期間とは、同項、措置法令第20条第1項及び第23条の2第3項の規定により、当該土地等を実際に取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間をいうことに留意する。 (所得税法第58条の固定資産の交換の特例との選択適用) 35の2-12。 措置法第36条の2(特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例)関係 (譲渡資産の譲渡に係る対価の額) 36の2-6 措置法第36条の2第1項に規定する「譲渡資産の譲渡に係る対価の額」とは、例えば譲渡協力金、移転料等のような名義のいかんを問わず、その実質において譲渡資産の譲渡の対価たる金額をいうことに留意する。 (譲渡に係る対価の額が2億円を超えるかどうかの判定) 36の2-6の2 措置法第36条の2第1項に規定する譲渡資産の譲渡に係る対価の額(以下この項において「譲渡対価」という。)が2億円を超えるかどうかの判定は、次により行うものとする。 (1) 譲渡資産が共有である場合は、各所有者ごとの譲渡対価により判定する。 (2) 譲渡資産が店舗兼住宅等及びその敷地の用に供されている土地等である場合は、その居住の用に供している部分に対応する譲渡対価により判定し、この場合の譲渡対価の計算については、次の算式により行う。 イ 当該家屋のうち居住の用に供している部分の譲渡対価の計算 $\frac{\text{当該家屋のうちその居住の用に専ら供している部分の床面積}}{\text{当該家屋の譲渡価額}} \times \frac{\text{当該家屋のうち居住の用と居住の用以外に併用されている部分の床面積}}{\text{当該家屋の床面積}} + \frac{\text{A}}{\text{A} + \frac{\text{居住の用以外に専ら供されている部分の床面積}}{\text{A}}}$ ロ 当該土地等のうち居住の用に供している部分の譲渡対価の計算	(所得税法第58条の固定資産の交換の特例との選択適用) 35の2-11。 措置法第36条の2(特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例)関係 (新 設) (新 設)

改 正 後				改 正 前	
当該土地等の譲渡価額	$\times \frac{\text{当該土地等のうちその居住の用に専ら供している部分の面積}}{\text{当該土地等のうち居住の用と居住の用に併用されている部分の面積}}$	$+ \frac{\text{当該土地等のうち居住の用に併用されている部分の面積}}{\text{当該土地等の面積}}$	$\times \frac{\text{当該家屋の床面積のうちイの算式により計算した居住の用に供している部分の床面積}}{\text{当該家屋の床面積}}$		
ただし、これにより計算したその居住の用に供している部分がそれぞれ当該家屋又は当該土地等のおおむね90％以上である場合において、31の3－8に準じて当該家屋又は当該土地等の全部をその居住の用に供している部分に該当するものとして取り扱うときは、当該家屋又は当該土地等の全体の譲渡価額により判定する。					
(3) 災害により滅失したその居住の用に供している家屋の敷地の用に供されていた土地等に区画形質の変更等を加えて譲渡した場合において、所得税基本通達33－4（固定資産である土地に区画形質の変更等を加えて譲渡した場合の所得）及び33－5（極めて長期間保有していた土地に区画形質の変更等を加えて譲渡した場合の所得）により譲渡所得となる部分について措置法第36条の2第1項の規定を適用する場合は、その譲渡に係る対価の額のうち譲渡所得となる部分の対価の額により判定する。					
(4) 家屋の所有者と当該家屋の敷地の用に供されている土地等の所有者が異なる場合において、36の2－19により、これらの者がともに措置法第36条の2第1項の規定の適用を受ける旨の申告をするときは、当該家屋の譲渡価額と当該土地等の譲渡価額の合計額により判定する。					
（「譲渡資産と一体として居住の用に供されていた家屋又は土地等」の判定）				（新 設）	
36の2－6の3 その譲渡をした資産が措置法第36条の2第3項及び第4項に規定する「当該譲渡資産と一体として当該個人の居住の用に供されていた家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利」に該当するかどうかは、社会通念に従い、当該譲渡資産と一体として利用されているものであったかどうかを、それぞれ次に掲げる時の利用状況により判定するものとする。					
(1) 当該譲渡資産の譲渡をする以前に譲渡をしている資産（(3)に掲げる資産を除く。） 当該資産の譲渡をした時					
(2) 当該譲渡資産の譲渡をした後に譲渡をしている資産（(3)に掲げる資産を除く。） 当該譲渡資産の譲渡をした時					
(3) 当該譲渡資産がその譲渡の時においてその者の居住の用に供されていないため、その居住の用に供されなくなった時の直前における利用状況により措置法第36条の2					

改 正 後	改 正 前
<u>第1項の適用を受ける場合において、その居住の用に供されなくなった後に譲渡をしている資産</u> <u>その者の居住の用に供されなくなった時の直前</u> (注) 1 <u>上記の場合において、措置法第36条の2第1項の規定の適用を受けるためのみの目的で(1)、(2)及び(3)に掲げる時の前に一時的に居住の用以外の用に供したと認められる部分については、「当該譲渡資産と一体として当該個人の居住の用に供されていた家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利」に該当する。</u> 2 <u>当該譲渡資産の譲渡の年の1月1日において所有期間が10年以下である底地や買増した庭の一部のように、措置法第36条の2第1項の規定の適用対象とならないものも、「当該譲渡資産と一体として当該個人の居住の用に供されていた家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利」に該当することに留意する。</u> (居住用財産の一部を贈与している場合) 36の2－6の4 <u>措置法令第24条の2第9項に規定する「贈与の時ににおける価額」とは、その贈与の時ににおける通常取引価額をいうのであるから留意する。</u> (低額譲渡等) 36の2－6の5 (1) (2) (店舗兼住宅等の居住部分の判定) 36の2－7 その者が取得をする家屋又は当該家屋の敷地の用に供する土地等のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合における措置法令第24条の2第12項第1号に規定するその居住の用に供する部分の判定については、31の3－7に準じて取り扱うものとする。 (特例の対象となる譲渡資産であることについての証明) 36の2－22 措置法第36条の2第1項に規定する資産を譲渡した場合において、当該資産が同項に規定する資産に該当するものであることについて、措置法規則第18条の4第4項に規定する登記事項証明書、.	(新 設) (低額譲渡等) 36の2－6 (1) (2) (店舗兼住宅等の居住部分の判定) 36の2－7 その者が取得をする家屋又は当該家屋の敷地の用に供する土地等のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合における措置法令第24条の2第10項第1号に規定するその居住の用に供する部分の判定については、31の3－7に準じて取り扱うものとする。 (特例の対象となる譲渡資産であることについての証明) 36の2－22 措置法第36条の2第1項に規定する資産を譲渡した場合において、当該資産が同項に規定する資産に該当するものであることについて、措置法規則第18条の4第3項に規定する登記事項証明書、.

改 正 後	改 正 前
・ ・ ・ ・ ・。 (注) ・ ・ ・ ・ ・。 1 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・。 (注) ・ ・ ・ ・ ・。 1 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ・ ・ ・ ・ ・
措置法第 3 7 条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係	措置法第 3 7 条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係
(「事務所等として使用されている建物」の判定) 37-11の 7 ・ ・ ・ ・ ・。 当該建物のうち事務所等として専ら使用されている部分の床面積 A + 当該建物のうち事務所等として使用されている部分とその他の部分とに併用されている部分の床面積 $\times \frac{A}{A + \frac{\text{その他の部分として専ら使用されている部分の床面積}}{\text{その他の部分の床面積}}}$	(「事務所等として使用されている建物」の判定) 37-11の 7 ・ ・ ・ ・ ・。 当該建物のうち専ら事務所等として使用されている部分の床面積 A + 当該建物のうち事務所等として使用されている部分とその他の部分とに併用されている部分の床面積 $\times \frac{A}{A + \frac{\text{その他の部分の床面積}}{\text{その他の部分の床面積}}}$
(2,000万円控除等の特例と特定の事業用資産の買換えの特例) 37-20 ・ ・ ・ ・ ・。 当該譲渡した資産のうちに措置法第34条の 2 ((特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除))、第34条の 3 ((農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除)) 又は第35条の 2 ((特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除))の規定の適用を受けることができる土地等があり、当該土地等の全部又は一部についてこれらの規定の適用を受ける場合も、また同様である。	(2,000万円控除等の特例と特定の事業用資産の買換えの特例) 37-20 ・ ・ ・ ・ ・。 当該譲渡した資産のうちに措置法第34条の 2 ((特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除)) 又は第34条の 3 ((農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除))の規定の適用を受けることができる土地等があり、当該土地等の全部又は一部についてこれらの規定の適用を受ける場合も、また同様である。
(廃 止)	措置法第 3 7 条の 9 の 3 《承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》関係
(廃 止)	(交換に伴い施行区域外用地を取得した場合) 37の 9 の 3 - 1 一の都市計画施設土地等(措置法第37条の 9 の 3 第 1 項に規定する認可

改	正	後	改	正	前
			計画の施行区域内の都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の用に供される土地等をいう。以下37の9の3－5までにおいて同じ。）について独立行政法人都市再生機構との交換により、施行区域内用地（独立行政法人都市再生機構が措置法第37条の9の3第1項に規定する施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第12条第12項の用地をいう。以下37の9の3－3において同じ。）と施行区域外用地以外の用地（以下この項において施行区域外用地という。）を取得したときは、当該施行区域外用地の価額に相当する金額は、交換差金に該当するものとして措置法第37条の9の3第1項の規定を適用する。 <u>この場合において、当該交換について措置法第37条の9の3第1項の適用を受けるときには、当該施行区域外用地を取得資産として所得税法第58条第1項又は措置法第37条の4、第37条の5第4項若しくは第37条の6の規定の適用を受けることはできないのであるから留意する。</u>		
(廃止)			<u>(都市計画施設土地等とそれ以外の資産を交換により譲渡した場合)</u> 37の9の3－2 都市計画施設土地等に該当する部分と都市計画施設土地等に該当しない部分とがある一の土地等について、措置法第37条の9の3第1項に規定する交換をした場合には、当該交換により譲渡した土地等のうちの当該都市計画施設土地等に該当する部分の土地等についてのみ同項の規定の適用があることに留意する。 <u>この場合において、当該都市計画施設土地等に該当する部分の土地等について同項の規定の適用を受けるときの当該都市計画施設土地等に該当しない部分の土地等の交換については、所得税法第58条第1項又は措置法第37条の4、第37条の5第4項若しくは第37条の6の規定の適用を受けることはできないのであるから留意する。</u>		
(廃止)			<u>(都市計画施設土地等又は施行区域内用地が2以上ある場合)</u> 37の9の3－3 その年中に2以上の都市計画施設土地等を交換により譲渡した場合又は交換により2以上の施行区域内用地を取得した場合における措置法第37条の9の3第1項の規定の適用については、納税者の選択するところに従い、当該交換により譲渡した都市計画施設土地等又は交換により取得した施行区域内用地ごとに適用することができる。 <u>したがって、例えば、2以上の都市計画施設土地等のうちの一方が同法第35条第1項に規定する居住用財産である場合において、その居住用財産の譲渡について同項の</u>		

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	規定の適用を受け、他の一方について同法第37条の9の3第1項の規定の適用を受けることができる。 (注) 同項の規定の対象となる一の都市計画施設土地等又は交換等により取得した一の施行区域内用地の一部のみについて同項の規定を適用することはできないことに留意する。 (2,000万円控除の特例及び1,500万円控除の特例との関係) 37の9の3-4 個人が同一年中に、措置法第37条の9の3第1項に規定する認可計画に係る同項の業務の用に供するために独立行政法人都市再生機構との2以上の土地等の交換をした場合において、当該交換の一部につき同法第34条第1項又は第34条の2第1項の規定の適用を受けるときには、他の土地等の交換については、同法第37条の9の3第1項の規定の適用はないことに留意する。
(廃 止)	(短期保有の都市計画施設土地等と長期保有の都市計画施設土地等がある場合の交換差金の区分) 37の9の3-5 措置法第37条の9の3第1項の規定の適用を受ける場合において、その交換をした土地等のうちに短期譲渡所得の基因となるものと長期譲渡所得の基因となるものがあり、かつ、交換差金（同項に規定する交換に伴い取得した交換差金の額をいう。）があるときは、当該交換差金の額を交換したそれぞれの資産の交換の時の価額（契約等によりそれぞれの資産の交換による収入金額が明らかであり、かつ、その額が適正であると認められる場合には、そのそれぞれの収入金額）の比によりあん分して計算した金額をそれぞれの資産に係る交換差金とする。
(廃 止)	(他の課税の特例に関する取扱いの準用) 37の9の3-6 37-2の取扱いは、措置法第37条の9の3第1項の規定を適用する場合について準用する。

改 正 後	改 正 前
措置法第37条の9の5(平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例)関係 <u>(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の適用を受けた土地等の取得の日の判定)</u> 37の9の5-2の2 措置法第33条(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)、第33条の2(交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例)又は第33条の3(換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例)の規定の適用を受けて取得した土地等(交換により取得したものを除く。)を先行取得土地等として措置法第37条の9の5第1項の規定の適用を受ける場合には、当該土地等はその実際の取得の日に取得したこととなることに留意する。 措置法第41条の5(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)関係 (居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例に関する取扱い等の準用) 41の5-18 ・ ・ ・ ・ ・、31の3-20から31の3-25まで、36の2-6の5、36の2-10から36の2-11、36の2-17から36の2-18、36の3-2、41-12から41-15まで、41-17から41-18及び41-20に準じて取り扱うものとする。	措置法第37条の9の5(平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例)関係 (新 設) 措置法第41条の5(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)関係 (居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例に関する取扱い等の準用) 41の5-18 ・ ・ ・ ・ ・、31の3-20から31の3-25まで、<u>36の2-6</u>、36の2-10から36の2-11、36の2-17から36の2-18、36の3-2、41-12から41-15まで、41-17から41-18及び41-20に準じて取り扱うものとする。

改正後				
別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表				
1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）				
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備考
②				※ (1)、 地方住宅供給公 社及び日本勤労 者住宅協会 (2) イ ロ (3) (4) (5) (6)

改正前				
別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表				
1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）				
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備考
②				※ (1)、 地方住宅供給公 社、 <u>独立行政法</u> <u>人空港周辺整備</u> <u>機構</u> 及び日本勤 労者住宅協会 (2) イ ロ (3) (4) (5) (6)

改 正 後					改 正 前				
別表 3					別表 3				
特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表					特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
④、 自然公園法第 20 条 第 1 項 ((特別地域)) の規定により 特別地域とし て指定された 区域内の土地 又は自然環境 保全法第25条 第 1 項 ((特別 地区))の規定 により特別地 区として指定 された区域内 の土地が、.				※。	④、 自然公園法第 13 条 第 1 項 ((特別地域)) の規定により 特別地域とし て指定された 区域内の土地 又は自然環境 保全法第25条 第 1 項 ((特別 地区))の規定 により特別地 区として指定 された区域内 の土地が、.				※。

改正後					改正前				
別表 4					別表 4				
特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表					特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
(廃止)					⑥ 公共用飛行場	当該空港周辺整備計画が定められた第1種区域内にある土地等を当該空港周辺整備計画に係る事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類	買取りをす る者	措置法34条の2 2項6号 措置法規則17条の2 1項8号	※ 「地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体」とは、地方公共団体が財産を提供して設立した団体（当該地方公共団体とともに国、地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構以外の者が財産を提供して設立した団体を除く。）で、都市計画その他市街地の整備計画に従って宅地の造成を行うことを主たる目的とするものをいう。
⑥	(イ)		措置法34条の2 2項6号	※1 ※2 ※3	⑦	(イ) (ロ) A		措置法34条の2 2項7号 措置法規則	※1 ※2 ※3

改正後					改正前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
A B C	B		17条の2 1項8号		A B C	B		17条の2 1項9号	
⑦ (イ) (ロ) (ハ) A B	(イ) (ロ) A B		措置法34条 の2 2項 7号 措置法規則 17条の2 1項9号	※1 ※2 ※3	⑧ (イ) (ロ) (ハ) A B	(イ) (ロ) A B		措置法34条 の2 2項 8号 措置法規則 17条の2 1項10号	※1 ※2 ※3
⑧ (イ) (ロ) (ハ)	(イ) (ロ) A B		措置法34条 の2 2項 8号 措置法規則 17条の2 1項10号	※1 ※2	⑨ (イ) (ロ) (ハ)	(イ) (ロ) A B		措置法34条 の2 2項 9号 措置法規則 17条の2 1項11号	※1 ※2
⑨	(イ) (ロ) A B		措置法34条 の2 2項 9号 措置法令22 条の8 15 項 措置法規則 17条の2 1項11号	※1 ※2	⑩	(イ) (ロ) A B		措置法34条 の2 2項 10号 措置法令22 条の8 15 項 措置法規則 17条の2 1項12号	※1 ※2
⑩	(イ) (ロ) A B		措置法34条 の2 2項 10号 措置法規則 17条の2 1項12号	※1 ※2	⑪	(イ) (ロ) A B		措置法34条 の2 2項 11号 措置法規則 17条の2 1項13号	※1 ※2

⑪	 (イ) (ロ) A B		措置法34条 の2 2項 11号 措置法規則 17条の2 1項13号	※1 ※2
⑫	 (イ) (ロ) A B C (A) (B)		措置法34条 の2 2項 12号 措置法規則 17条の2 1項14号	※1 (1) (2) ※2 ※3
⑬	 (イ) A B C D E (A) (B) (C) (ロ) A B C D E		措置法34条 の2 2項 13号イ 措置法規則 17条の2 1項15号	※ (1) (2) イ ロ ハ ニ
13の2	 (イ) (ロ)		措置法34条 の2 2項 13号ロ	※1 (1) イ
11の2	 (イ) (ロ) A B		措置法34条 の2 2項 11号の2 措置法規則 17条の2 1項14号	※1 ※2
⑫	 (イ) (ロ) A B C (A) (B)		措置法34条 の2 2項 12号 措置法規則 17条の2 1項15号	※1 (1) (2) ※2 ※3
⑬	 (イ) A B C D E (A) (B) (C) (ロ) A B C D E		措置法34条 の2 2項 13号イ 措置法規則 17条の2 1項16号	※ (1) (2) イ ロ ハ ニ
13の2	 (イ) (ロ)		措置法34条 の2 2項 13号ロ	※1 (1) イ

改正後					改正前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
(ハ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ C ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・ (ホ) ・ ・ ・ ・ ・			措置法規則 17条の2 1項16号	ロ ・ ・ ・ ・ ・ ハ ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ イ ・ ・ ・ ・ ・ ロ ・ ・ ・ ・ ・ ハ ・ ・ ・ ・ ・ ニ ・ ・ ・ ・ ・ ※2 ・ ・ ・ ・ ・ ※3 ・ ・ ・ ・ ・ (1) ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ (3) ・ ・ ・ ・ ・	(ハ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ C ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・ (ホ) ・ ・ ・ ・ ・			措置法規則 17条の2 1項17号	ロ ・ ・ ・ ・ ・ ハ ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ イ ・ ・ ・ ・ ・ ロ ・ ・ ・ ・ ・ ハ ・ ・ ・ ・ ・ ニ ・ ・ ・ ・ ・ ※2 ・ ・ ・ ・ ・ ※3 ・ ・ ・ ・ ・ (1) ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ (3) ・ ・ ・ ・ ・
⑬の3) ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ C ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法34条 の2 2項 13号ハ 措置法規則 17条の2 1項17号	※1 ・ ・ ・ ・ ・ (1) ・ ・ ・ ・ ・ イ ・ ・ ・ ・ ・ ロ ・ ・ ・ ・ ・ ハ ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ イ ・ ・ ・ ・ ・ ロ ・ ・ ・ ・ ・ ハ ・ ・ ・ ・ ・ ニ ・ ・ ・ ・ ・ ※2 ・ ・ ・ ・ ・ (1) ・ ・ ・ ・ ・ イ ・ ・ ・ ・ ・ ロ ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ (3) ・ ・ ・ ・ ・ (4) ・ ・ ・ ・ ・	⑬の3) ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ C ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法34条 の2 2項 13号ハ 措置法規則 17条の2 1項18号	※1 ・ ・ ・ ・ ・ (1) ・ ・ ・ ・ ・ イ ・ ・ ・ ・ ・ ロ ・ ・ ・ ・ ・ ハ ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ イ ・ ・ ・ ・ ・ ロ ・ ・ ・ ・ ・ ハ ・ ・ ・ ・ ・ ニ ・ ・ ・ ・ ・ ※2 ・ ・ ・ ・ ・ (1) ・ ・ ・ ・ ・ イ ・ ・ ・ ・ ・ ロ ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ (3) ・ ・ ・ ・ ・ (4) ・ ・ ・ ・ ・
⑭) ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法34条 の2 2項	※) ・ ・ ・ ・ ・ (1) ・ ・ ・ ・ ・	⑭) ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法34条 の2 2項	※) ・ ・ ・ ・ ・ (1) ・ ・ ・ ・ ・

(四)			14号 措置法規則 17条の2 1項18号	 (2)			14号 措置法規則 17条の2 1項19号	 (2)
⑮ (イ) (ロ)	(イ) (ロ)		措置法34条 の2 2項 15号 措置法規則 17条の2 1項19号	※ (1) (2) イ ロ ハ ニ			措置法34条 の2 2項 15号 措置法規則 17条の2 1項20号	※ (1) (2) イ ロ ハ ニ
⑯	(イ) (ロ)		措置法34条 の2 2項 16号 措置法規則 17条の2 1項20号				措置法34条 の2 2項 16号 措置法規則 17条の2 1項21号	
⑰			措置法34条 の2 2項 17号 措置法規則 17条の2 1項21号				措置法34条 の2 2項 17号 措置法規則 17条の2 1項22号	
⑱			措置法34条 の2 2項 18号 措置法規則 17条の2 1項22号				措置法34条 の2 2項 18号 措置法規則 17条の2 1項23号	
⑲	(イ) (ロ)		措置法34条 の2 2項 19号	※			措置法34条 の2 2項 19号	※
(四)			14号 措置法規則 17条の2 1項19号	 (2)			14号 措置法規則 17条の2 1項19号	 (2)
⑮ (イ) (ロ)	(イ) (ロ)		措置法34条 の2 2項 15号 措置法規則 17条の2 1項19号	※ (1) (2) イ ロ ハ ニ			措置法34条 の2 2項 15号 措置法規則 17条の2 1項20号	※ (1) (2) イ ロ ハ ニ
⑯	(イ) (ロ)		措置法34条 の2 2項 16号 措置法規則 17条の2 1項20号				措置法34条 の2 2項 16号 措置法規則 17条の2 1項21号	
⑰			措置法34条 の2 2項 17号 措置法規則 17条の2 1項21号				措置法34条 の2 2項 17号 措置法規則 17条の2 1項22号	
⑱			措置法34条 の2 2項 18号 措置法規則 17条の2 1項22号				措置法34条 の2 2項 18号 措置法規則 17条の2 1項23号	
⑲	(イ) (ロ)		措置法34条 の2 2項 19号	※			措置法34条 の2 2項 19号	※

改正後					改正前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
			措置法規則 17条の2 1項 23号					措置法規則 17条の2 1項 24号	
⑳			措置法34条 の2 2項 20号 措置法規則 17条の2 1項 24号イ		⑳			措置法34条 の2 2項 20号 措置法規則 17条の2 1項 25号イ	
<u>20の2</u>			措置法34条 の2 2項 20号 措置法規則 17条の2 1項 24号ロ	※1 ※2	<u>20の2</u>			措置法34条 の2 2項 20号 措置法規則 17条の2 1項 25号ロ	※1 ※2
㉑ (イ) (ロ) A B C D E (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ)	(イ) A B (ロ)		措置法34条 の2 2項 21号 措置法規則 17条の2 1項 25号	※1 ※2 ※3 ※4 ※5 ※6 ※7 ※8	㉑ (イ) (ロ) A B C D E (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ)	(イ) A B (ロ)		措置法34条 の2 2項 21号 措置法規則 17条の2 1項 26号	※1 ※2 ※3 ※4 ※5 ※6 ※7 ※8
㉒	(イ) (ロ) A B		措置法34条 の2 2項 22号 措置法規則	※ (1) (2)	㉒	(イ) (ロ) A B		措置法34条 の2 2項 22号 措置法規則	※ (1) (2)

			17条の2 1項26号				17条の2 1項27号		
②③	・・・・・・ (イ) ・・・・・・ ・・・・・・ (ロ) ・・・・・・ A ・・・・・・ B ・・・・・・	・・・・・・ ・・・・・・	措置法34条 の2 2項 23号 措置法規則 17条の2 1項27号	※ ・・・・・・。 (1) ・・・・・・ (2) ・・・・・・			措置法34条 の2 2項 23号 措置法規則 17条の2 1項28号	※ ・・・・・・。 (1) ・・・・・・ (2) ・・・・・・	
②④	自然公園法第 72条 ((指定))に 規定する都道府 県立自然公園の 区域内のうち同 法第73条第1項 ((保護及び利 用))に規定する 条例の定めると ころにより特別 地域として指定 された地域で、 当該地域内にお ける行為につき 同法第20条第1 項 ((特別地域)) に規定する特別 地域内における 行為に関する同 法第2章第4節 ((保護及び利 用))の規定によ る規制と同等の	(イ) ・・・・・・ (ロ) 当該特別地域 として指定され た地域又は特別 地区として指定 された地区内の 行為に関する規 制が自然公園法 第2章第4節又 は・・・・・・	・・・・・・ ・・・・・・	措置法34条 の2 2項 24号 措置法規則 17条の2 1項28号			措置法34条 の2 2項 24号 措置法規則 17条の2 1項29号		
②④	自然公園法第 59条 ((指定))に 規定する都道府 県立自然公園の 区域内のうち同 法第60条第1項 ((保護及び利 用))に規定する 条例の定めると ころにより特別 地域として指定 された地域で、 当該地域内にお ける行為につき 同法第13条第1 項 ((特別地域)) に規定する特別 地域内における 行為に関する同 法第2章第3節 ((保護及び利 用))の規定によ る規制と同等の	(イ) ・・・・・・ (ロ) 当該特別地域 として指定され た地域又は特別 地区として指定 された地区内の 行為に関する規 制が自然公園法 第2章第3節又 は・・・・・・	・・・・・・ ・・・・・・	措置法34条 の2 2項 24号 措置法規則 17条の2 1項28号			措置法34条 の2 2項 24号 措置法規則 17条の2 1項29号		

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
規制が行われている地域として環境大臣が認定した地域内の土地又は・・・・・・					規制が行われている地域として環境大臣が認定した地域内の土地又は・・・・・・				
㊫・・・・・・、同項に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（※１）に買い取られる場合	(イ)・・・・・・ (ロ)・・・・・・ (ハ) 当該土地等の買取りをする者が農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に該当する旨を証する書類（買取りをする者が一般社団法人又は一般財団法人である場合に限る。）	・・・・・・ ・・・・・・ 都道府県知事又は市町村長	措置法34条の２ ２項 25号 措置法令22条の８ 33項 措置法規則17条の２ 1項29号	※１ 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、・・・・・・。 ※２・・・・・・。	㊫・・・・・・、同項に規定する農地保有合理化法人（※１）に買い取られる場合	(イ)・・・・・・ (ロ)・・・・・・ (ハ) 当該土地等の買取りをする者が農地保有合理化法人に該当する旨を証する書類（買取りをする者が一般社団法人又は一般財団法人である場合に限る。）	・・・・・・ ・・・・・・ 都道府県知事	措置法34条の２ ２項 25号 措置法令22条の８ 33項 措置法規則17条の２ 1項30号	※１ 農地保有合理化法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、・・・・・・。 ※２・・・・・・。